

1 業務の名称

新潟市国民健康保険保健事業支援業務

2 業務の目的

新潟市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）のレセプトデータや特定健康診査（以下「特定健診」という。）等データの分析により、生活習慣病の重症化リスクの高い人への医療機関受診勧奨による重症化予防および重複・多剤服薬対策を実施するとともに、新潟市国民健康保険（以下「市国保」という。）が策定したデータヘルス計画の更新および見直しを行い、データ分析に基づいた、より効果的・効率的な保健事業を推進し、健康寿命の延伸、医療費適正化を図ることを目的とする。

3 委託の期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 用語の定義

本業務において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) レセプト

医科診療報酬明細書、調剤報酬明細書及びその附属書類等の個人情報をいい、紙であるか電磁記録であるかを問わない。

(3) 特定健康診査等データ

各健診機関及び保健指導機関で行われた特定健康診査、特定保健指導の結果及びその附属書類等の個人情報をいい、紙であるか電磁記録であるかを問わない。

(4) 被保険者マスタ

被保険者の氏名、性別、生年月日、資格得喪年月日等の個人情報をいう。

(5) レセプト等機密書類

本市の保有するレセプト、特定健康診査等データ及び被保険者マスタをいう。

5 業務の内容

本業務内容は次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。なお、下記の業務にあたっては、国（厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた医学的知見に基づき行うこと。

(1) 業務計画の作成

契約締結後、受診勧奨対象者データの納品や分析期間など詳細なスケジュールを記載した業務

計画を作成し、本市の了解を得る。

(2) データベースの構築

受託者は、本市の提供するデータを毎月更新して統合し、データベースを構築する。

ア 本市の提供する特定健康診査等データ、レセプトデータ、被保険者マスタから、被保険者一人ひとりの健診結果・ICD10 分類及び標準病名・診療区分・診療行為・使用薬剤を紐づけする。

イ 一人の患者が異なる医療機関にて受診した場合にも、同一患者と認識して時系列受診行動が把握できるようにし、主傷病以外の病名や未コード傷病にも対応可能な精度の高いデータベースとする。

ウ 利用するデータの提供

本市が受託者へ提供するデータは、全て電子データとし、紙媒体のデータを含まない。

(ア) 契約時に提供するデータ

種類	データの範囲・様式など
a 特定健診データ 年間受診者 約 48,000 人	平成 31 (令和元) 年度分から最新の受診分までを提供する。提供データは年度単位とする。 (提供様式) FKAC131 特定健診結果等情報作成抽出 (特定健診実施者) ファイル FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報) ファイル FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出 (その他の結果情報) ファイル等
b レセプト電子データ 月 約 250,000 件	医科、DPC、調剤について、平成 31 年 4 月分から最新分までを提供する。提供データは、新潟県国民健康保険団体連合会より提供される厚生労働省の「オンラインまたは光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に即したデータとする。 (提供様式) 医科 21_RECDEINFO_MED.CSV DPC 22_RECDEINFO_DPC.CSV 調剤 24_RECDEINFO_PHA.CSV
c 被保険者マスタ	最新分を提供する。 (提供様式) 国保総合システム 特定健診等被保険者データ KD_IF015.CSV または 国保総合システム 被保険者移動データ・世帯情報 KD_IF020.CSV 及び 被保険者移動データ・個人情報 KD_IF021.CSV 等
d 特定保健指導データ	平成 31 (令和元) 年度分を提供する。 (提供様式) FKAC165 特定保健指導結果等情報作成抽出 (特定保健指導結果情報) ファイル等
e その他	KDB システムから出力されるデータ、外字ファイルなど、分析や通知作成に必要となるものについては、協議の上、本市より受託者へ提供する。

(イ) 毎月提供するデータ

本市は、(ア) の a、b、c のデータのうち最新分を毎月更新し、受託者へ提供する。その他、分析に必要となるものについては、別途協議する。

(ウ) データヘルス計画の進行管理に用いるデータ

(ア) の a、d の令和 2 年度分データについては、提供時期および提供方法は別途調整する。

エ データの提供方法および保護

データの提供については、LGWAN や運輸事業者による個人情報輸送など、情報の機密性が確保される方法によるものとする。なお、電子データを格納する媒体は DVD-R または CD-R とし、パスワードが設定された状態で保護を行う。

(3) 第二期データヘルス計画の進行管理

(2) で構築したデータベースを用いて以下のように令和 2 年度分データを分析し、この結果を踏まえてデータヘルス計画の年次評価を行う。なお、個々の項目の詳細な定義は、協議により決定するものとする。

概要	実施内容
医療費の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数、医療費（入院外、入院、調剤）、実患者人数、被保険者 1 人当たりの平均医療費、患者 1 人当たりの平均医療費の経年変化 ・生活習慣病関連疾患（ICD10 中分類で定義）の医療費、実患者人数、受療者率、被保険者 1 人当たりの平均医療費、患者 1 人当たりの平均医療費の経年変化 ・年齢別性別に見る生活習慣病関連疾患における疾病別の被保険者 1 人当たり医療費の経年変化 ・生活習慣病重症疾患（ICD10 中分類で定義）の医療費、実患者人数、受療者率、被保険者 1 人当たりの平均医療費、患者 1 人当たりの平均医療費の経年変化 ・年齢別性別に見る生活習慣病重症疾患における疾病別の被保険者 1 人当たり医療費の経年変化 ・生活習慣病リスク分布「未把握」「正常」「要指導」「要受診」「要治療」「治療中」「合併症等治療中」の該当人数とその割合（リスク分布は別途定義） ・慢性腎臓病（CKD）重症度分類表に基づくリスク分布、リスク別の生活習慣病受療状況 ・人工透析の医療費、加入者 1 人当たり医療費の経年変化 ・悪性新生物の状況
特定健康診査等結果の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・連続受診の状況（連続受診者、新規受診者） ・健診受診者の状況（BMI、性別の腹囲、LDL、HbA1c、血圧の判定値毎の該当割合） ・性別年齢別の特定保健指導対象者の出現率 ・特定保健指導の実施効果（階層化の変化、健診値の変化） ・特定保健指導実施群と非実施群の生活習慣病関連疾患（ICD10 中分類で定義）の受療者率、対象者 1 人当たり医療費
データヘルス計画の年次評価	<p>PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、第二期データヘルス計画に掲げる各種保健事業計画の評価による見直し等、下記項目に基づき、本市と協議の上、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果に基づく健康課題の把握 ・目的・目標の評価 ・保健事業の実施計画の評価 ・個別保健事業の評価、見直し、取り組みの優先順位への助言 ・その他、本市国保加入者の健康保持増進や生活習慣病重症化予防に資する分析 ・計画推進に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 関係部署、有識者等で構成する協議の場や、既存の計画との連携・関係者との協議・合意等について考慮する。

(4) 受診勧奨値者への受診勧奨業務

受託者は、(2) のデータベースの構築後、データ分析をもとに、以下のア、イのように通知による受診勧奨を速やかに開始する。また、第二期データヘルス計画に沿って、実施した受診勧奨業務の評価を行う。

ア 対象者、人数

(ア) 対象

特定健康診査の結果、以下の a～c の基準のいずれかに該当し、生活習慣病による受診が確認できない者のうち、レセプト分析を踏まえ受診勧奨の効果が高いと思われる方法により対象者を選定する。

a 血圧 収縮期血圧 160mmHg 以上 または 拡張期血圧 100mmHg 以上

b 血糖 HbA1c7.0% (NGSP 値) 以上

c 脂質 LDL コレステロール 180mg/dl 以上

(イ) 人数 年 1,000 人 (想定)

(ウ) 対象となる特定健診受診者 令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月受診分

イ 業務内容

業務内容	納期・期限
1.受診勧奨対象候補者の抽出 (受託者) 対象健診受診月までの健診受診者を抽出し、(ア) に示した基準に突合して受診勧奨対象候補者を選定する。	
2.受診勧奨対象候補者リストの納品 (受託者) 対象者氏名、被保険者番号、宛名番号、住所、特定健診データ等を含む電子データとし、別途協議する。	データ提供後 2 か月以内
3.リスト点検、受診勧奨対象者を決定 (本市)	
4.通知物の作成と送付 (受託者)	対象者決定後 1 か月以内 項番 6 を参照
5.受診勧奨通知送付結果報告 (納品書) (受託者)	通知送付から 1 週間以内
6.受診勧奨通知送付者の受診状況の判定及び評価 (受託者)	項番 8 (1) アを参照
7.受診勧奨結果の分析・評価と報告 (受託者)	項番 8 (1) イを参照

(5) 治療中断者への受診勧奨業務

受託者は、(2) のデータベースの構築後、データ分析をもとに、以下のア、イのように通知による受診勧奨を速やかに開始する。また、第二期データヘルス計画に沿って、実施した受診勧奨業務の評価を行う。

ア 対象者、人数

(ア) 対象

40 歳以上の、糖尿病の傷病があり (疑いを除く)、かつ薬剤処方がある人の最新の処方月を起点として概ね 4 か月間、生活習慣病の医療機関受診が認められない人。なお、対象者の抽出条件、糖尿病による受診と見なす判定の基準および、対象除外疾患については、ICD コード、ATC コード、診療行為コード等により定義するものとし、別途協議する。

(イ) 人数 1 か月当たり約 10 人、年 120 人 (想定)

(ウ) 対象となる薬剤処方月 令和 2 年 8 月～令和 3 年 7 月

イ 業務内容

業務内容	納期・期限
1.受診勧奨対象候補者の抽出（受託者） 毎月提供するレセプト電子データから抽出し、(ア)に示した基準に突合して受診勧奨対象候補者を選定する。	
2.受診勧奨対象候補者リストの納品（受託者） 対象者氏名、被保険者番号、宛名番号、住所、糖尿病の最新の処方日や最新の受診医療機関名称等を含む電子データとし、別途協議する。	データ提供後2か月以内
3.リスト点検、受診勧奨対象者を決定（本市）	
4.通知物の作成と送付（受託者）	対象者決定後1か月以内 項番6を参照
5.受診勧奨通知送付結果報告（納品書）（受託者）	通知送付から1週間以内
6.受診勧奨通知送付者の受診状況の判定及び評価（受託者）	項番8（1）アを参照
7.受診勧奨結果の分析・評価と報告（受託者）	項番8（1）イを参照

（6）保健事業対象者管理業務

受託者は、（2）のデータベースの構築後、データ分析をもとに本市が所有する過去の保健事業対象者の一覧名簿について、以下のとおり情報更新作業を行う。なお、名簿はExcelファイルで提供するものとし、本市から受託者への提供時期については別途協議する。

ア 対象者の追記

（ア）対象

令和2年度および令和3年度に本市が実施した、受診勧奨値者への受診勧奨業務および治療中断者への受診勧奨業務の対象者のうち、一覧名簿に記載のない者。

（イ）人数 延 年1,500人（想定）。ただし、一覧名簿にすでに記載されている者を含む。

イ 特定健診受診状況および医療機関受診状況の更新

受託者は、既に名簿にある者（約8,000人）と、アで追記した対象者について、令和2年度および令和3年度の特健診結果を追記する。また、本市の指定する期間の生活習慣病による医療機関への受診の有無を判定し、更新する。なお、被保険者マスタに基づき、住所等個人情報の更新作業をあわせて行うこととする。

ウ 名簿の項目

本市が受託者へ提供する既存の名簿は、以下の項目を含むものとする。

（ア）被保険者証番号

（イ）個人番号（宛名番号）

（ウ）漢字氏名およびカナ氏名

（エ）生年月日

（7）多剤服薬者対策業務

受託者は、（2）のデータベースの構築後、データ分析をもとに薬剤の重複・多剤服用が認められる人に対して服薬情報を記載した通知書（以下「服薬情報通知」という。）を送付する。また、第二期データヘルス計画に沿って、実施した業務の評価を行う。

ア 対象者、人数

(ア) 対象

受託者は、レセプト分析により、通知および支援介入によって改善の効果が高いと思われる対象者を抽出する。ただし、対象者は下記a、bを満たすものとする。

a 薬剤処方の状況 複数の医療機関から月14日以上の内服薬を処方されていること。

b 除外要件

- ・がんおよび精神疾患の治療中と推測される薬剤が処方されている者
- ・抽出日時点で送付先が本市外の者
- ・60歳未満の者

(イ) 人数 年 3,000 人 (想定)。1 回 1,500 人を年 2 回送付とする。

イ 業務内容

業務内容	納期・期限
1.服薬情報通知対象候補者の抽出 (受託者) アに示した基準に突合して通知対象候補者を選定する。	
2.服薬通情報通知対象候補者リストの納品 (受託者) 対象者氏名、被保険者番号、宛名番号、住所等を含む電子データとし、別途協議する。	データ提供後概ね2か月以内
3.リスト点検、服薬情報通知対象者を決定 (本市)	
4.通知物の作成と送付 (受託者)	対象者決定後1か月以内 項番6を参照
5.服薬情報通知送付結果報告 (納品書) (受託者)	通知送付から1週間以内
6.服薬情報通知送付結果の分析・評価と報告 (受託者)	項番8(2)を参照

6 通知物の作成と送付

5(4) 受診勧奨値者への受診勧奨通知、(5) 治療中断者への受診勧奨通知、(7) 多剤服薬者への服薬情報通知については、下記のとおり作成し送付すること。

	(4) 受診勧奨値者	(5) 治療中断者	(7) 多剤服薬者
内容	・効率的かつ効果的な通知物を用いる。 ・対象者の特定健診の検査値を印刷することとし、印刷する検査値は、血圧(収縮期血圧、拡張期血圧)、HbA1c、LDL コレステロールのほか、効果的な項目を追加する。	・効率的かつ効果的な通知物を用いる。 ・最新の処方月など、レセプトより得られる情報を印刷するものとし、別途協議する。	・高齢者にも配慮したユニバーサルデザインで作成する。 ・対象者が調剤薬局や医療機関に相談することを促す内容とする。 ・重複服薬や併用禁忌薬の処方がある場合は印をつけるなど、分かりやすい表示とする。
形態	圧着はがきまたは A4 カラー両面1枚。	A4 カラー両面1枚。	A4 カラー両面1枚。
送付方法	郵送。(封筒を用いる場合は封入封緘して郵送する)	封入封緘して郵送する。	封入封緘して郵送する。
要件	封筒および圧着はがきは、未開封の状態で本市より発送されたことが判別できることとする。用いる封筒は窓あき封筒とし、本市と協議の上受託者が作成する。		
郵送料	受託者が負担する。		

宛名印字	漢字印字で行う。外字対応ができない場合はカナ印字で発送対応を行う。		
送付時期	受診勧奨の効果が高いと考えられる回数で、2か月に1回以上の頻度とする。	月1回。ただし、令和3年6月より発送を開始し、年10回送付する。	年2回。ただし、1回目を8月頃とし、2回目の送付時期は別途協議する。

7 打ち合わせ

受託者は、業務の円滑化のため、本市の求めに応じて打ち合わせを実施する。その他、本市が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。

8 業務の実施報告と成果物等の納入

受託者は、以下のように業務の効果を分析し、本市に対して報告を行う。なお、報告書の形式および必要数については、本市と協議して決めること。

(1) 受診勧奨値者および治療中断者への受診勧奨結果の分析・報告

下記のア、イのように分析・報告を行う。また、本市が令和2年度に行った受診勧奨通知事業の対象者の一部についても同様の報告を行うものとし、対象者データの受け渡し方法等については別途協議する。

ア 受診勧奨対象者への受診状況の判定及び評価

受託者は、受診勧奨対象者の医療機関受診の有無を判定し、レポートを作成して、月1回本市へ報告する。受診とみなす基準については協議の上決定する。なお、1回の通知について通知6か月後までを効果検証期間として、通知前と通知当月から6か月目の各月に医療機関受診の有無を判定するものとし、スケジュールは別途協議する。

イ 受診勧奨結果の分析・評価と報告

受託者は、本業務の成果物として、効果検証期間を満たす受診勧奨対象者の医療機関受診の有無から当事業の結果分析と生活習慣病重症化予防への効果の評価を行う。

(2) 服薬情報通知送付結果の分析・評価と報告

受託者はデータを活用し、服薬情報通知後の対象者の医療費額及び服薬状況を分析し、効果検証を行い本市に報告する。また、次年度以降の取組みについて有効な施策の提案を行う。

(3) 成果物と納期

業務名	報告・成果物等	納期
5-(3) 第二期データヘルス 計画の進行管理	1.年次評価等報告（ExcelファイルおよびWordファイル）	令和3年12月末
5-(4) 受診勧奨値者への受 診勧奨業務	1.受診勧奨業務実施報告書（納品書）	通知送付後1週間以内
	2.受診勧奨対象者受診状況レポート（Excelファイル）	毎月
5-(5) 治療中断者への受診 勧奨業務	3.令和2年度受診勧奨業務効果検証報告書	令和3年11月末
	4.令和3年度受診勧奨業務効果検証報告書	令和4年3月末
5-(6) 保健事業対象者管理 業務	1.保健事業対象者台帳（Excelファイル） 令和2年度特定健診受診状況を更新	令和3年12月末
	2.保健事業対象者台帳（Excelファイル）	令和4年3月末

5-(7) 多剤服薬者対策業務	1.多剤服薬者対策実施報告書（納品書）	通知送付後1週間以内
	2.多剤服薬者対策効果検証報告書	令和4年3月末

9 個人情報の保護

受託者は、個人情報等の情報セキュリティの体制として、プライバシーマークまたはISO/IEC27001 (ISMS) 等を保有することとし、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の履行にあたり、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）および「新潟市個人情報保護条例」（平成13年新潟市条例第4号）を遵守すること。

受託者は、本業務の履行にあたり、レセプト等機密書類及び本業務によって得られた各種データ等について、漏えい、滅失、紛失、毀損、改ざん、誤記録等が生じないように、万全の業務処理管理体制を整えるとともに、本業務の処理に携わる全ての担当者に対して、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務等の周知徹底を図らなければならない。

(2) 情報セキュリティの確保

受託者は、本市のセキュリティ基本方針を十分に理解し、本市と同等以上のセキュリティレベルを確保することとする。

(3) レセプト等機密書類の保管等

受託者は、本市より受領するレセプト等機密書類の保存管理にあたり、以下の事項について遵守しなければならない。

ア レセプト等機密書類を保存、収納する室は施錠すること。

イ レセプト等機密書類を保存した室は、本業務担当者が管理し、本業務関係者以外は入室が禁止され、かつ物理的に入室できないようにすること。

ウ レセプト等機密書類の業務処理によって得られた各種データの管理は厳重に行い、内部の者でも容易に扱えるコンピュータには保存しないこと。

エ 磁気媒体等の管理は厳重に行い、内部の者でも容易に扱える場所には保管しないこと。

オ 本業務を遂行するのに必要な範囲を越えて、レセプト等機密書類及び本業務遂行の過程で入手したデータの送信、複写、転記、持ち出し等を行なわないこと。

カ 本業務及びその作業内容は、本業務担当者に対し一切外部へ口外させないようにすること。

キ 本業務の終了後は、受託者の保有するコンピュータに保存したデータ等は消去すること。

(4) レセプト等機密書類の搬送

本市の保有するレセプト等機密書類について、LGWAN を介さずに授受を行う場合、搬送方法は次のとおりとする。

ア 本業務に使用する媒体の搬送は、セキュリティを確保した民間の輸送サービスを利用することとする。なお、輸送サービスの手配は受託者が行い、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。

イ 本市は、レセプト等機密書類を受託者の指定する場所へ直接送付し、引き渡すものとする。

ウ 受託者は、本業務の終了後、本市が指定する期日までに、レセプト等機密書類が格納された媒体を本市に返還するものとする。

エ データの授受については管理表を用い、これを証する。

- (5) 受託者は、この業務に使用するデータ及び印刷物の個人情報の漏洩が生じないように、その運搬及び保管に関して十分な対策を施すこと。また、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わないこと。

10 その他の特記事項

- (1) 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市・受託者が協議の上定めるものとする。